低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活支援を目的として、「低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

1．支給対象者（ひとり親世帯分）

〇以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方

（1）令和３年４月分の児童扶養手当受給者の方(申請不要) ※すでに給付済みです。

（2）公的年金等（※1）を受給しており、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請必要）

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

（3）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(申請必要)

※上記対象者欄の(2)、(3)に該当する方が給付金を受け取るには申請が必要です。

2．給付金の支給手続き

【申請書類等】

（1）児童扶養手当受給者の方	・申請が**不要**です。 ※すでに給付済みです。
（2）公的年金受給者等	・申請が**必要**です。 【申請書等】 ・ 101(様式3号）給付金（ひとり親世帯分）申請書（年金） ・ 102(様式4号）収入見込額申立書(年金・本人） ・ 103(様式4号）収入見込額申立書(年金・扶養義務者） ・ 104 控除対象者一覧表 ・105(参考）別紙様式申請書記載要領(年金）
（3）家計急変者	・申請が**必要**です。 【申請書等】 ・201(様式3号）給付金（ひとり親世帯分）申請書（家計急変） ・202(様式4号）収入見込額申立書(家計急変・本人） ・203(様式4号）収入見込額申立書(家計急変・扶養義務者） ・204 控除対象者一覧表 ・205（参考）別紙様式申請書記載要領(家計急変）

3．支給額

〇児童１人当たり　一律５万円

4. 受付場所・受付時間・申請期限

〇受付場所：宜野座村役場健康福祉課窓口
〇受付時間：午前９時から午後５時まで（平日）
〇申請期限：令和４年２月28日（月）

※申請に必要事項をご記入の上、必要書類とともに宜野座村役場健康福祉課窓口にご提出ください

5. 必要書類

〇申請者・請求者本人確認書類の写し（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）
〇通帳やキャッシュカードの写し（口座番号、支店番号、口座名義人カナがわかるもの）
〇申請者及び支給対象児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
（すでに沖縄県において児童扶養手当の認定を受けている場合は不要です）
〇申し立てを行う収入にかかる給与明細書、年金振込通知書、不動産収入がわかる申告書の控え等
（扶養義務者等がいる場合は、その方の収入がわかる書類も必要です）
※申し立て内容に応じて、その他の書類の提出を求める場合がございます。

6. 支給日

〇支給対象者(1)の世帯：すでに給付済みです。
〇支給対象者(2)(3)の世帯：申請書受理(審査)後随時振込
（宜野座村健康福祉課経由で沖縄県にて審査後、支給となります）

【お問い合わせ先】
〇宜野座村役場健康福祉課児童福祉係
電話番号：098-968-3253（受付時間　平日９時～17時）
〇厚生労働省「低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親）」コールセンター
電話番号　0120-400-903（受付時間　平日９時～18時）